

## 用語集

(注) ページは、当該用語が各章の最初に登場するページです。

### [あ]

- ISO 14001 ..... 26, 31, 57  
国際標準化機構（ISO:International Organization for Standardization）が定めた環境マネジメントシステムについての国際規格をいう。システムがこの規格を満たし、審査登録機関の行う審査に合格すれば認証を登録することができる。  
8年9月の制定以降、認証取得件数は世界的に急速な伸びを示し、中でも国内の事業所の取得件数は2位中国、3位スペインを大幅に上回り、18年末で19,000件を突破した。
- アイドリング・ストップ ..... 33, 101  
自動車の停車時にエンジンを停止すること。アイドリング・ストップにより燃料の節約が図れるほか、大気汚染物質や二酸化炭素の排出量を減少させることができる。府地球温暖化対策条例において運転者が信号待ちや交通渋滞等により停車する場合を除いて、駐停車時にアイドリング・ストップを行わなければならないこと、事業者が従業員等に対してアイドリング・ストップの遵守指導を行わなければならないこと、一定規模以上の駐車場の設置者及び管理者に対してアイドリング・ストップの周知徹底を行わなければならないことを規定している。
- アジェンダ21 ..... 32, 57  
4年6月にブラジル（リオデジャネイロ）で開催された地球サミット（UNCED）において採択された、各国政府及び各國際機関が21世紀に向け持続可能な開発を実現するために実行すべき行動計画。
- アスベスト（石綿） ..... 95  
アスベストは天然の繊維性鉱物であり、加工しやすく、吸音や吸着性・耐火性・断熱性にも優れるという利点のため、主に、断熱材、保溫材、防音材などの建築物の建材に使用されてきたが、飛散しやすく、肺に吸入されても石綿繊維が分解されないという特性があるため、アスベストの吸入ばく露を受けた場合、体の中に蓄積することにより、人に肺がんや中皮腫などの健康被害を生じさせるといわれている。（吹付けアスベストは昭和50年に原則禁止、アスベストを含む建材等の製造・使用等は平成18年に全面的に禁止された。）

- アメニティ ..... 57  
環境の快適さ、快適環境のこと。生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する人々人間との間に調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚をいう。

### [い]

- 一酸化炭素（CO） ..... 95  
燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされている。COは血液中のヘモグロビンと結合して酸素運搬機能を阻害する等の健康への影響のほか、温室効果のあるメタンの寿命を長くする。

[う]

■上乗せ規制 ..... 30

大気汚染防止や水質汚濁防止等のため、地方自治体が地域特性に応じ、国の定める法律が既に規定している排出基準よりも厳しい基準を条例で設けて規制することをいう。

国の定める基準では当該地域の生活環境を保全することが十分でないと認められる場合に環境基準の維持に必要十分な程度として定めるものとされている。

ちなみに、法律が規定していない項目（物質の他に施設も含む。）を地方自治体が条例により新たに規制対象として追加することを横出し規制という。

[え]

■N G O, N P O ..... 4, 21, 30, 46, 50, 72, 91, 121

N G OはNon Governmental Organization（非政府組織）、N P OはNon Profit Organization（非営利組織）の略。N G OとN P Oの定義については、必ずしも明確なものがなく、ほぼ同義に用いられるが、非政府を強調する場合はN G O、非営利を強調する場合はN P Oを用いることが多い。

[お]

■オゾン層 ..... 47

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

■温室効果ガス ..... 1, 30, 65

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

[か]

■外来生物 ..... 19

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外部から入ってきた生物のことを指します。平成16年度に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」においては、海外から、明治期以降に入ってきたものが対象とされています。

■環境影響評価（環境アセスメント） ..... 36, 46, 131

大規模な開発事業の実施に際し、それが環境に及ぼす影響について事業者が調査、予測及び評価を行うとともに、その結果について住民や自治体等の意見を聴き、それらを踏まえて環境を守るために適切な環境保全対策を講じていく制度をいう。

■環境会計 ..... 58

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みのこと。

■環境基準 ..... 95, 132

環境基本法で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と規定されており、大気、水質、土壤及び騒音について、公害防止に関する各種の施策を実施するに当たり、その行政上の目標として定められたものをいう。

つまり、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望

ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

■環境ビジネス ..... 43, 59

さまざまな分野における環境保全に関する事業活動。従来からの公害防止装置の製造メーカーや廃棄物処理業者等に加えて、砂漠緑化事業や環境調査・コンサルティング・サービス、環境への負荷の少ないエコロジーグッズを専門に扱う店など、新しいビジネスが生まれている。消費者や顧客も環境に優しい商品や企業を積極的に支持する傾向にあり、今後の成長分野として期待されている。

■環境報告書 ..... 58

企業等の事業者が、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況や環境配慮の取組などの環境情報を総合的に取りまとめて公表する年次報告書をいう。

社会との環境コミュニケーション、情報開示等の外部機能とともに、事業者自らの目標、行動計画の策定、見直しや従業員の意識づけ等、内部機能としての役割を果たすことが期待されている。

大企業を中心に作成・公表の取組が進んでいるが、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）が16年5月に成立したことを受け、更に取組が進むものと思われる。

■環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質） ..... 31, 129

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味する。近年、内分泌学を始めとする医学、野生動物に関する科学、環境科学等の研究者・専門家によって、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの指摘がなされている。

■環境マネジメントシステム ..... 39, 57

事業の実施に当たり「環境の保全及び創造に関する方針を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定（Plan）し、実施（Do）し、その実施状況を点検（Check）し、必要な見直し（Action）を行う」いわゆるP D C Aサイクルを自主的、循環的に繰り返すことによって継続的な改善を図っていく体制。複雑化、多様化する現代の環境問題に対する有効な手段の一つとして期待されている。

「府環境を守り育てる条例」においても、一定規模以上の事業者にこうした取組を行うよう訓示規定を設けている。

[き]

■京都議定書（Kyoto Protocol） ..... 1, 23, 30, 44, 65

9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。17年2月16日発効。

[く]

■グリーン購入 ..... 23, 44, 58, 113

製品やサービスを購入する際に環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

[こ]

■光化学オキシダント ..... 95, 132

光化学オキシダントは、工場や自動車等から排出される窒素酸化物（N O x）や炭化水素（H C）を主体とする一次汚染物質が太陽光線の照射を受けて（光化学反応）二次的に生成されるオゾン等の

酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす。

■公害 ..... 30, 50, 88

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

■コーデネレーション ..... 66

石油や天然ガス等を燃焼して原動機で動力や電力を取り出し、さらにその排熱を利用して冷暖房、給油等の熱源として利用するシステム。ガスタービン、ディーゼルエンジン、ガスエンジン等の既存の原動機が導入されているほか、最近は燃料電池やマイクロガスタービン等の新技術の導入が進められている。

■COP3（地球温暖化防止京都会議） ..... 1, 30, 50, 65

9年に京都で開催された気候変動枠組条約の第3回締約国会議を指す。気候変動枠組条約は、地球温暖化防止に対する取組を国際的に協調して行っていくため、4年に採択され、6年に発効した。この条約は、気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化することをその究極的な目的とし、締約国に各種の義務を課している。COP3では、温室効果ガスに関して、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた文書が、京都の名を冠した「京都議定書」として採択された。

[し]

■COD（化学的酸素要求量） ..... 104, 137

Chemical Oxygen Demandsの略。水中の汚濁質を化学的に酸化するために必要な酸素の量。値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。

■浄化槽 ..... 104, 137

し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗濯排水など）を、微生物の作用などをを利用して処理した後、沈殿分離・消毒して放流する施設（合併処理浄化槽のこと）。なお、し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽というが、新たな単独処理浄化槽の設置は原則的に禁止されている。

■修景用水 ..... 91

せせらぎ水路などの景観整備のために利用する水のこと。

■新エネルギー ..... 66

9年に施行された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、①石油代替エネルギーを製造、発生、利用すること等のうち、②経済性の面での制約から普及が進んでおらず、かつ、③石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして、我が国が積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象と位置付けられており、具体的に14種が規定されている。

[せ]

■生物多様性 ..... 18, 26, 47, 71, 93

すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系など、生息又は生育の場のいかんを問わない）の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の3つのレベルの多様性により捉えられる。生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。

■ゼロ・エミッション ..... 45

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国際連合大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

[た]

■ダイオキシン類 ..... 31, 97, 124

物の焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（P C D D）、ポリ塩化ジベンゾーフラン（P C D F）及びコプラナー P C B を含めてダイオキシン類と定義している。塩素の数や付く位置により P C D D は75種類、P C D F は135種類、コプラナー P C B は10数種類と多くの異性体があり、毒性の強さはそれぞれ異なっている。

現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼などであり、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類に取り込まれていくことで、生物にも蓄積していくと考えられている。特に、人に対しては、発ガン性、甲状腺や免疫の機能低下がいわれている。

[ち]

■地域個体群 ..... 17

同じ種でも地域によって遺伝的特性などが必ずしも一致していない場合が多くみられる。このような特性に着目し、種より小さい単位を考える必要がある場合用いられる概念。

■地球環境京都宣言 ..... 66

9年12月に、「京都議定書」の採択を踏まえ、府、京都市、京都商工会議所等の地元関係15団体とともに取りまとめ、世界に向けて発信した宣言。地球環境を守るため全世界が協調して行動することを願い、まず京都からライフスタイルを根本的に見直し、社会システムのすべてにおいて環境を重視した取組を進めること等を宣言している。

■窒素酸化物（N O x） ..... 48, 95

一酸化窒素（N O）、二酸化窒素（N O<sub>2</sub>）等の窒素酸化物（N O x）は、主に物の燃焼に伴って発生し、その主な発生源には工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源がある。N O x は光化学スモッグ、酸性雨などを引き起こす原因物質となり、特にN O<sub>2</sub>は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。

[て]

■低公害車 ..... 26, 95, 137

一般的には、クリーンエネルギー自動車と呼ばれる電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車に、低燃費かつ低排出ガス認定車を加えたもの。排出ガスがクリーンで、大気汚染の改善や地球温暖化防止に効果があることから、普及・促進が図られている。

■T L D（熱蛍光線量計） ..... 132

T L D（熱蛍光線量計）は積算線量を測定する方法の一つである。放射線のエネルギーを吸収し、その後それを加熱すると吸収した放射線のエネルギーを光として放出する性質（熱蛍光）があり、その性質を利用して放射線の積算線量を知ることができる。

■典型 7 公害 ..... 137

大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。

[と]

<b>■統一省エネラベル</b>	.....9
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく努力義務として、エアコン、冷蔵庫、テレビを対象品目として、全国の家電販売店の店頭で製品に貼付されるもの。製品の省エネ性能を5段階で表示するほか、年間の目安電気料金なども表示している。	
[に]	
<b>■二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）</b>	.....95
S O <sub>2</sub> は、硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる硫黄酸化物の大部分を占める。硫黄酸化物はかつての四日市ぜんそくなどの公害病の原因となっていたが、近年全国ほとんどの測定局で環境基準を達成している。	
[ひ]	
<b>■ヒートアイランド現象</b>	.....88
都市では高密度のエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルト等で覆われているため水分の蒸発による気温の低下が妨げられ、郊外に比べ気温が高くなっている。この現象は、等温線を描くと都心部を中心とした「島」のように見えるため、ヒートアイランド現象と呼ばれている。	
<b>■BOD（生物化学的酸素要求量）</b>	.....104
Biochemical Oxygen Demandsの略。微生物が水中の汚濁質を分解するために必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁が著しいといえる。	
<b>■P R T R制度（化学物質排出移動量届出制度）</b>	.....128
Pollutant Release and Transfer Registerの略。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を事業者自らが把握して都道府県を通じ国に報告を行う制度。国・都道府県は事業者からの報告や統計データ等を用いた推計値から、対象化学物質の環境への排出量等を把握・集計し、公表を行う。	
<b>■ビオトープ(Biotop)</b>	.....45, 75
「生物」を意味するBiosと「場所」を意味するTopesを語源としたドイツ語で、直訳すると「生物の生息・生育空間」となる。日本では2年頃から使われるようになり、一般に「身近な自然の復元」をビオトープと呼ぶ場合が多いが、本来の意味はエコシステム(生態系)と同じような一般的な概念で、ある地域の生物群集の総体的な生息・生育の場を意味するものである。ビオトープをコリドー(緑の回廊)で結んだものを、ビオトープ・ネットワークという。	
[ふ]	
<b>■富栄養化</b>	.....108, 137
湖沼や内湾で窒素、りん等の栄養塩類の濃度が高くなること。富栄養化が進むとアオコ、赤潮等の原因となる。生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることで問題となっている。	
<b>■浮遊粒子状物質（SPM）</b>	.....95
大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒子の直径(粒径)が10μm以下のものをいう。SPMは微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。SPMには、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )、窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )、炭化水素類等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子がある。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル排気粒子等の人為的発生源と、黄砂や土壤の巻き上げ等の自然発生源がある。	

<b>■フロン</b>	.....36, 47, 66
塩素化、フッ素化されたメタンやエタンの総称。不燃性・無毒性であり非常に安定であることから理想的なガスとして、冷媒、洗浄剤、噴霧剤、発泡剤など広く用いられていた。しかし、近年大気中に放出されたフロンがオゾン層まで達し、紫外線によりオゾン層を破壊する問題が生じ、クロロフルオロカーボン（CFC）等の製造が禁止され、代替フロンの導入が図られているが、その代替フロンも地球温暖化物質として、京都議定書で削減目標が定められており、その排出削減が行われている。	
 [ほ]	
<b>■ポリ塩化ビフェニル（P C B）</b>	.....129
P C Bは昭和4年にはじめて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、49年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき製造、輸入及び使用が原則禁止された。しかし、P C B廃棄物については、処理施設の整備が進まなかつことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成13年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で28年7月までに処理を終えることとしている。	
 [り]	
<b>■リサイクルプラザ・リサイクルセンター</b>	.....26
廃棄物（不燃物及び可燃物）の資源化事業及び不用品の修理、再生品の展示等のための事業を行う施設をリサイクルセンターといふ。17年3月31日までに設置された施設では、廃棄物（不燃物及び可燃物）の資源化事業及び不用品の補修、再生品の展示等のための事業を行う施設であつて、規模が5t/日以上のものをリサイクルプラザといい、廃棄物（不燃物及び可燃物）の資源化事業のみを行うものをリサイクルセンターと区別していた。	
 ■硫酸ピッチ	.....114
硫酸と廃油の混合物からなるタール状で強酸性の有害物質。不正軽油の密造過程で発生したものが未処理で不法投棄される例が多発している。府では、15年12月に「京都府民の生活環境等を守るために硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例」を制定し、硫酸ピッチの不法投棄等の防止と原状回復に取り組んでいる。また、廃棄物処理法の改正により、硫酸ピッチが指定有害廃棄物として指定され、保管、収集・運搬又は処分について厳しく規定された。	
 [れ]	
<b>■レッドデータブック</b>	.....17, 36, 64, 71
絶滅のおそれのある野生生物種のリスト（レッドリスト）や現状、圧迫要因、必要な保全対策などを取りまとめたデータ集。国際自然保護連合（IUCN）が世界版のレッドリストを、環境省が全国版の、水産庁が海洋版のレッドデータブックを発行するほか、学術団体やNPO、都道府県などもそれぞれ独自のものを発行している。	